

指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション

重要事項説明書

1 通所リハビリテーションきららの概要

(1) 事業所・指定番号及びサービス提供地域

事業所名	通所リハビリテーションきらら
所在地	群馬県太田市飯田町 1103-1
TEL/FAX	0276-45-6600/0276-45-6611
介護保険指定番号	1012510259
サービスを提供する地域*	太田市、大泉町

*上記地域以外の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	人数
管理者	常勤 1名（医院と兼務）
医師	常勤 1名（医院と兼務）
理学療法士または作業療法士または言語聴覚士	常勤 1名以上
看護職員	常勤（非常勤） 3名以上
介護職員	常勤（非常勤） 1名以上

(3) 営業時間

月曜日～土曜日（祝日除く） 8時30分～5時30分

但し、木曜土曜の午後、8月の中旬（お盆期間）及び年末年始は休日とする

* 緊急連絡電話 きらら 0276-45-6600

鹿山整形 0276-45-0511

(4) 利用定員

月曜日～土曜日 午前・午後 各20名 とする。

但し、木曜土曜は午後休みとする。

2 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
機能訓練 (リハビリテーション)	理学療法、作業療法、個別のリハビリ訓練によりご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復及び参加・活動能力の維持向上に努めます。

排泄介助	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
集団リハビリテーション	スタジオレッスンや集団体操等を行い、心身機能及び日常生活動作能力・歩行能力の維持向上を図ります。
レクリエーション 作業活動	ご利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや作業活動を実施します。
健康チェック	血圧測定等ご利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	ご利用者様とそのご家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。 送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

指定通所リハビリテーション

通常規模型通所リハビリテーション費

○所要時間3時間以上4時間未満の場合

	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	494円/回	988円/回	1,482円/回
要介護2	574円/回	1,148円/回	1,722円/回
要介護3	653円/回	1,306円/回	1,959円/回
要介護4	755円/回	1,510円/回	2,265円/回
要介護5	856円/回	1,712円/回	2,568円/回

※ 送迎加算は基本単位に含まれます

○加算

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6ヶ月以内）	593単位/月
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）（6ヶ月超）	273単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算（3ヶ月以内）	110単位/日
送迎減算（送迎を行わない場合）	-47単位/片道
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の5.3%上乗せ

- ・ 太田市は1単位 10.17円となります。加算単位のうち利用者の負担割合に応じた負担額となります。
- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額がご利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

指定介護予防通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション費

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,306円/月	4,612円/月	6,918円/月
要支援2	4,299円/月	8,598円/月	12,897円/月

※送迎・入浴は基本単位に含まれます。

○加算

口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月
送迎減算（送迎を行わない場合）	-47単位/片道
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の5.3%上乗せ

(2) 介護保険給付対象外サービス

○おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

パンツ式オムツ：1枚	100円
テープ式オムツ：1枚	120円
尿取パット：1枚	30円

○お茶・おやつ代 100円/日

○作業活動・教養娯楽費 活動内容により実費を徴収する場合があります。

○事業の実施地域外の送迎費

実施地域以外の地域にお住まいの方は送迎費の実費が必要となります。

実施地域を越えて、5キロメートルごとに100円

○その他の費用

通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者に負担していただくことが適当と認められる費用は、ご利用者の負担となります。

(3) 利用料等のお支払方法

毎月、15日頃に前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、原則として現金集金となりますが不都合が生じる場合はご契約の際、ご相談ください。

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

担当の介護支援専門員に利用の希望をお伝えください。担当介護支援専門員より連絡を受けましたら、お伺いいたします。契約を締結後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知させていただきます。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた、ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立等）と認定された場合
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

通所リハビリテーションきららにおいて、医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員等が、主治医に通所リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ・要介護者が又は要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、ご利用者様の心身機能の維持回復を図るものとする。
- ・「心身機能」「活動」「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を行う。
- ・従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、事業の提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- ・利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ・事業の提供に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事 項	内 容
通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師等の従業者が、ご利用者様の直面している課題等を評価し、ご利用者様の希望を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を診療記録に記載してご利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	サービス向上を目的として、定期的に研修を行っています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

通所リハビリテーションに関するご相談・苦情を承ります。

担当 片柳 博道

電話 0276-45-6600

受付時間 9:00～5:00（日、祭日を除く）

(2) その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

太田市 長寿あんしん課

電話 0276-47-1856（代）

群馬県国民健康保険団体連合会

電話 027-290-1363（代）

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名	
	所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	様（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

7 非常災害時の対策

防災設備 消火器・自動火災報知設備・非常警備設備・誘導灯他
防災訓練 年1回行います

8 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 当施設内（敷地）は全面禁煙です。
- 他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 貴重品の持ち込みは原則禁止とさせていただきます。
事業所内で紛失等された場合、当事業所は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9 飲み物のお持ち込み及び携帯電話のご使用に関するお願いと同意

- 当事業所では、衛生上の問題及び他ご利用者様とのトラブル等の問題を考慮し、飲み物・食べ物類のお持ち込み、携帯電話のご持参ご使用は、原則禁止とさせていただきます。しかし、諸事情等によりお持ち込みを希望される場合は下記内容へ同意の上、飲み物・食べ物類に関してはお茶・水に限りお持ち込みを許可させていただきます。
 - ・持参した飲み物及び携帯電話は、自己の責任で管理いたします。
 - ・持参した飲み物及び携帯電話が原因で、問題が発生した場合も、貴施設の責任等について言及いたしません。
 - ・持参した飲み物を第三者に提供することはいたしません。
 - ・持参した携帯電話は、利用中は電源を切り、利用内での使用はいたしません。